

令和8年度千葉県認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導 に係る講習業務委託企画提案実施要領

1 趣旨・目的

本事業は、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下、「居宅訪問型保育事業者」という。）について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において規定されている集団指導に係る講習を実施することにより、居宅訪問型保育事業者の質の確保・向上を図るもので

事業の実施にあたり、居宅訪問型保育事業者の現状を把握し、保育のノウハウを有する事業者に委託するため、広く企画提案を募集します。

2 参加方法

企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和8年度千葉県認可外保育施設居宅訪問型保育事業者に対する集団指導に係る講習業務委託企画提案募集要項」に基づき、参加手続を執るものとします。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部子育て支援課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードを可能にします。

3 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者とします。

なお、審査は非公開で実施します。

4 選定基準

審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選定するものとし、詳細については別途定めます。

- (1) 事業の的確さ、有効性
- (2) 事業の実現性
- (3) 専門性
- (4) 実績
- (5) 組織の安定性
- (6) 独自提案等の工夫

附 則

この要領は、令和8年1月27日から施行する。